

第11回 安来市農業委員会議事録

令和6年5月21日 午後2時00分 第11回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1 番	岩崎 金己君	2 番	添田 俊之君	3 番	新田 徹君	4 番	横山 芳明君
5 番	永塚 知芳君	6 番	足立 仁行君	7 番	北中 宏一君	8 番	木戸 芳己君
9 番	武上 隆雄君	10 番	仲佐 久子君	11 番	北川 正幸君	12 番	新田 里恵君
13 番	塩見 秀雄君	14 番	渡邊 克実君	15 番	佐々木吉茂君	17 番	吉村 正君
18 番	齋藤 哲君	19 番	渡辺 和則君				

2. 欠席委員 なし

3. 出席事務局

堀江 規恵君 加藤 靖弘君 二岡 美保君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和6年5月21日 1日
日程第 3	議第43号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第44号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議第45号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 6	報第40号 農地法第4条の規定による届出について
日程第 7	議第46号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 8	報第41号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 9	議第47号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 10	報第42号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 11	報第43号 土地改良区からの地目変更届出の通知について
日程第 12	議第48号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について

5. 議事

事務局：堀江 規恵君

定刻になりましたので、只今から第11回農業委員会を始めさせていただきますと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、齋藤会長のあいさつをお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

【あいさつ】

議長：齋藤 哲君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：堀江 規恵君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第11回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議 長：齋藤 哲君
欠席委員はどなたですか。

事務局：堀江 規恵君
ありません。

議 長：齋藤 哲君
それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により5番 永塚委員、6番 足立委員を指名いたします。

議 長：齋藤 哲君
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：齋藤 哲君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：齋藤 哲君
日程第3 議第43号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
2ページをご覧ください。別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件の内容、4ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、3件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、1986年に申請者の母親が亡くなり、おおよそ40年間耕作することができず、山林および原野化し現在に至るものです。この農地については、非農地証明事務取扱基準の（3）やむを得ない事情によって長期間耕作放棄され、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地の内、①その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると判断しております。2番は、昭和40年頃から、耕作に必要な水の確保ができなくなり、日当たりが悪い上に、農業機械が入らないことから耕作することができず、山林化し現在に至るものです。この農地については、非農地証明事務取扱基準の（3）やむを得ない事情によって長期間耕作放棄され、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地の内、①その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると判断しております。3番は、昭和初期から進入路として使われていた農地、および昭和25年頃から農業用倉庫、庭として使用されていた農地であります。この農地については、非農地証明事務取扱基準の（1）農地法が施行された日（昭和27年10月21日）より前に非農地であった土地であると判断しております。以上です。

議 長：齋藤 哲君
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について6番 足立委員お願いします。

6 番：足立 仁行君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：齋藤 哲君

次に 2 番の案件について 3 番 新田委員お願いします。

3 番：新田 徹君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：齋藤 哲君

次に 3 番の案件について 9 番 武上委員お願いします。

9 番：武上 隆雄君

【地元委員より位置図にて場所説明】

9 番 武上でございます。番号 3 について説明いたします。6 ページの地図をご覧ください。「非農地

議 長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を 3 班 9 番 武上委員お願いします。

9 番：武上 隆雄君

9 番 武上が非農地の現地調査を行いましたことを報告したいと思います。今月の調査班は 3 班でございます。昨日の午後 1 時 30 分より横山班長、新田徹委員、新田里恵委員、佐々木委員、渡辺和則委員と私、及び事務局より堀江局長、加藤主幹で調査を行いました。事務局より説明をいただき現地に移動いたしました。番号 1 について現地で足立委員より説明を受けました。申請人は神戸市に住んでいらっしゃいます。現地調査したところ台帳地目がすべて 4 筆、総面積 2 1 1 7 m²、田であります。地番 2 6 2 0 番、2 6 2 1 番、2 6 2 3 番、計 4 1 5 m²は植林がしてありますが手入れが全然できておりません。繁茂している状況でございます。そこまで行くのに茂みをかき分けていくような状況でございました。そして、少し離れた所に地番 2 6 0 8、面積 1 7 0 2 m²は元田んぼだったところだと思います。何年も耕作されていなくて、草木が茂っていて原野化している状況でございました。到底農地に返すには無理と考えておりますので。よって調査班としては非農地と判断をいたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。次、番号 2 について現地で新田徹委員より説明を受けました。この農地は台帳上は田ですが、水の便も悪く、何十年も耕作をしておらず、山林化をしていて元に戻すことは困難であることから、調査班としては非農地と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。番号 3 につきましては私が説明をいたしました。申請人は米子市に住んでおられます。地番 6 0 9 番 4、3. 8 5 m²、8 0 5 番 2、4 9 m²、8 0 7 番、5 2 m²は、畑であったところは、昭和初期より玄関に向け進入路として使用していました。また、8 0 7 番 1、4 9 m²、畑は庭として使用してございます。これは昭和 2 5 年ごろからでございます。そして地番 6 1 2 番 3、3 5 m²、6 1 3 番 1、2 6 m²、6 1 3 番 4、3 2 m²の 3 筆は農業用資材倉庫として、これも昭和 2 5 年ごろから建物を建て使用しておりました。この 7 筆はいずれも農地法が施行される以前より使用されていたものであります。よって調査班としては非農地と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。1 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第4 議第44号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

7ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。8ページから10ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、5件で、すべて所有権移転です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約10メートル、農機具は田植機1台、トラクター1台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■■■です。2番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。なお、この案件については、譲受人が法人であり、法第3条第2項第2号について、法第2条第3項の各号を満たす「農地所有適格法人」であることも確認しています。通作距離は1キロ、農機具は耕運機2台を所有する予定であります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10アールあたり■■■■です。3番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の

規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約10キロ、農機具は耕運機2台、草刈り機1台、芝刈り1台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。4番と5番は譲受人が同じためあわせてご説明させていただきます。4番と5番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離はいずれも1.5から2キロ、農機具はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、ライスグレーダー1台を所有しています。労働力は本人と両親の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、いずれも■■■■です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。1番の案件について11番 北川委員お願いします。

11番：北川 正幸君

11番 北川です。説明させていただきます。この農地は譲渡人が集落の人に貸せて耕作されておりましたけども、この度、借りていた人が返されまして、そのあと色々探されましたら譲受人がちょうど所有している農地で耕作しておりまして、ちょうどその続きの農地でしたのでそのまま譲受人が耕作するという事で話がつかしました。経営農地等に影響を与えることはないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

2番、3番の案件について9番 武上委員お願いします。

9番：武上 隆雄君

2番の説明をさせていただきます。譲渡人は米子に在住しております。年齢は90歳でございます。この方のお生まれになった実家ですが、すべてお亡くなりになり、家としてすべて処分したいと考えて譲受人を探しておられましたが、このような物件を探しておられた方が見つかり今回の申請に至りました。譲受人は赤江の方で合同会社を立ち上げて県外より移住され、意欲的に農業経営を実施されておられます。合計で14筆、面積2540㎡であります。作物としてはイチジク、柿、果樹を栽培しようと考えておられます。このことにより周辺農地への影響を与えることはないと考えます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。番号3について説明いたします。これは譲渡人と譲受人の関係は宇波の方でありまして、譲渡人のお母さまがおられ86歳と高齢であります。また、譲受人の奥様がその娘さんでございます。この土地は以前より譲受人が管理されておりまして、所有権の移転が成立した後も、周りの農地に影響を及ぼすことはないと考えます。委員の皆さんの審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

4番、5番の案件について4番 横山委員お願いします。

4番：横山 芳明君

4番 横山です。4番の案件ですけども、■■■■さんと■■■■さんは親子関係でございまして、この度、生前贈与を行うものでございます。それから5番ですけども、これも併せて■■■■さん、現在■■■■さんが作っておられますけども、これも併せて■■■■さんに移転をするものでございます。現在、両方とも■■■■さんが作っておられまして、今後も継続して農地を耕作されるという事ですので、現状に変化はございません。よろしくお願いいたします。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。1 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に2 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に3 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に4 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

次に5 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第5 議第45号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

11ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。12ページに案件の内容、13ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農業公共投資の対象農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。転用目的は、農業用倉庫です。本件はすでに農業用倉庫として利用されており、追認案件となります。申請書には顛末書が添付されております。申請者が、この度娘世帯が居住する予定の新居建築のため、この申請地の隣地を農用地区域から除外するための手続きを進めていたところ、既存の農業用倉庫が建っているこの申請地が農地のままになっており、農振除外、農地転用の手続きがなされていないことが判明しました。この建物は、およそ40年前に、当時農業兼大工業を営んでいた申請者の父親によって、農機具等の保管場所として、農振法および農地法によって農地利用が制限されているという認識が無く、無許可で建築され、現在に至っているものであります。この農業用倉庫については、農地法施行令4条第2項イの農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設、その他地域の農業振興に資する施設に該当すると考えております。したがって当時、農地転用申請が行われておれば許可適当となる案件であり、申請者についても過去に違反転用はなく、悪質性はないと考えます。以上のことから農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について5番 永塚委員をお願いします。

5番：永塚 知芳君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を3班9番 武上委員をお願いします。

9番：武上 隆雄君

9番 武上でございます。現地調査の報告をいたします。この案件は、転用目的は農業用倉庫です。すでに倉庫として使用されていて追認案件でございます。申請書に顛末書が添付されています。この建物を約40年前に建てられ、農地法により農地利用が制限されているという認識がなく、申請人のお父さんが、大工兼農業をされていた方が無許可で建築され、現在に至っております。申請者についても過去に違反転用はなく悪質性はないと考えます。よって調査班として許可妥当と判断いたしました。委員の皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

ないので、1 番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第6 報第40号 農地法第4条の規定による届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

14ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第26条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。15ページに案件の内容、16ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は駐車場です。以上です。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について6番 足立委員をお願いします。

6番：足立 仁行君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君

日程第7 議第46号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

17ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。18ページに案件の内容、19ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農業公共投資の対象農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。転用の目的は、個人住宅で権利の種類は使用貸借権の設定です。借受人は現在仕事の都合上それぞれのご実家に住んでおられますが、第二子の誕生を控え、また第一子の成長にともない、戸建て住宅の建築を計画されました。夫婦共働

きであり、育児において両親の支援が受けられること、また今後高齢化する両親への支援も見据えて適地を検討しておられました。本申請地はご実家に近く、大変都合が良いため選定されたものであります。これは農地法施行規則第33条第4項「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する」と考えております。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は■■■■です。以上です。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について5番 永塚委員をお願いします。

5番：永塚 知芳君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を3班9番 武上委員をお願いします。

9番：武上 隆雄君

9番 武上でございます。5条案件、番号1について現地調査の報告をいたします。転用目的及び用途の詳細、個人住宅の建設、木造2階建て住宅と駐車スペース4台分また、庭の一部にDIYの資材を置く予定でございます。用排水の処理方法は、生活排水は合併浄化槽を設置し、また、雨水共に敷地南側に側溝を設置し、道路を挟んだ水路に流します。土地造成に伴う被害防除施設の概要でございます。道路高まで盛土し、粗整地として仕上げる。東側農地との境界は土砂の流出がないように、L型擁壁を設置いたします。土地改良区より意見書等書類がそろって提出してございます。周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第8 報第41号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

20ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街

化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。21ページに案件の内容、22ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は宅地拡張で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について1番 岩崎委員をお願いします。

1番：岩崎 金己君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

日程第9 議第47号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

23ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請については、26ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権27件、面積4万715㎡、使用貸借権12件、面積3千727㎡、全体で39件、総面積が4万4千442㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：日向 直之君

農林振興課の日向です。今月の利用集積計画ですが、番号1から8までが農業経営基盤強化促進法による利用権設定、番号9から11までが農地中間管理事業による利用権設定となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

日程第10 報第42号 農地法第3条の3の規定による届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
31ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。32ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、2件で、すべて相続です。以上です。

議 長：齋藤 哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君
日程第11 報第43号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
33ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。34ページをご覧ください。今月の通知は1件で、畑に地目変更です。以上です。

議 長：齋藤 哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君
日程第12 議第48号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
35ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり令和5年度の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）の審議を求めるものです。36ページから49ページにかけて審議をしていただく内容を載せています。41ページをご覧ください。農業委員・推進委員から提出いただいた年間の最適化活動の実績をまとめました。42ページに農業委員さん分43ページに推進委員さん分もまとめておりますので、ご確認ください。それぞれの中段（2）成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果の右側の②自己の点検・評価の欄をご覧ください。こちらがご提出いただいた活動実績および成果実績の部分となりますが、内容につきましては、44ページから46ページに活動実績、47ページから49ページに成果実績の内容を記載しておりますのでご確認ください。この案件につきましては農業委員会等に関する法律第37条の規定により公表することとなっています。ここで議決されますと、5月中旬にホームページで公表する予定です。以上です。

議 長：齋藤 哲君
説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

17番：吉村 正君
議長。

議長：齋藤 哲君
17番 吉村委員。

17番：吉村 正君
17番 吉村です。公表という観点からですね、それぞれ各農業委員、或いは推進委員さんの点検・評価、また成果実績、おそらくまとめたというよりも、各委員さんから提出されたものをそのままここに載せておられると思いますが、地区名とか企業名とか載っておるところがあると思いますが、それを果たしてこのまま上げて良いものか、ちょっと更にまとめられた方が良いじゃないかなという、同じような項目が、例えばイノシシの被害とか、書き方が違うだけでかなり似通った部分があるので、もう少し整理された方が良いんじゃないかなというふうに思います。

議長：齋藤 哲君
はい、ありがとうございます。

事務局：堀江 規恵君
そうしましたら、内容の方、省略する部分もありますので、まとめた内容にして公表したいと思います。

議長：齋藤 哲君
17番 吉村委員さん、どうでしょうか。

17番：吉村 正君
大変ですが、そうされた方が見る方も良いんじゃないかと思います。よろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君
他にはありませんか。採決する前に議事を止めます。

議長：齋藤 哲君
議事を再開します。修正して採決をしたいと思います。本件について賛成される方の挙手をお願いいたします。

議長：齋藤 哲君
全員賛成ですので、この案件については、適当と認めることで決定されました。そうしますと、訂正箇所があるらしいですので、事務局の説明をお願いいたします。

事務局：堀江 規恵君
申し訳ありません。本日の議題の日程第3議案第43号、資料の3ページです。非農地証明についてですが、そここのところの調査年月日が、令和6年4月20日となっておりますが、令和6年5月20日の誤りでしたので訂正させていただきます。申し訳ありませんでした。

議長：齋藤 哲君
訂正箇所は以上ですね。

事務局：堀江 規恵君
はい。

議 長：齋藤 哲君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第 11 回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 3 時 01 分)